

マネジメント

富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置づけを明確にし、企業価値の持続的向上をめざしたグループ運営を行っています。



コーポレート・ガバナンス

経営の健全性と効率性を追求するとともに、「FUJITSU Way」を実践する統治体制を強化していきます。

基本的な考え方

富士通グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠です。この基本的な考え方のもと、当社の取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定め、継続的に施策を実施しています。

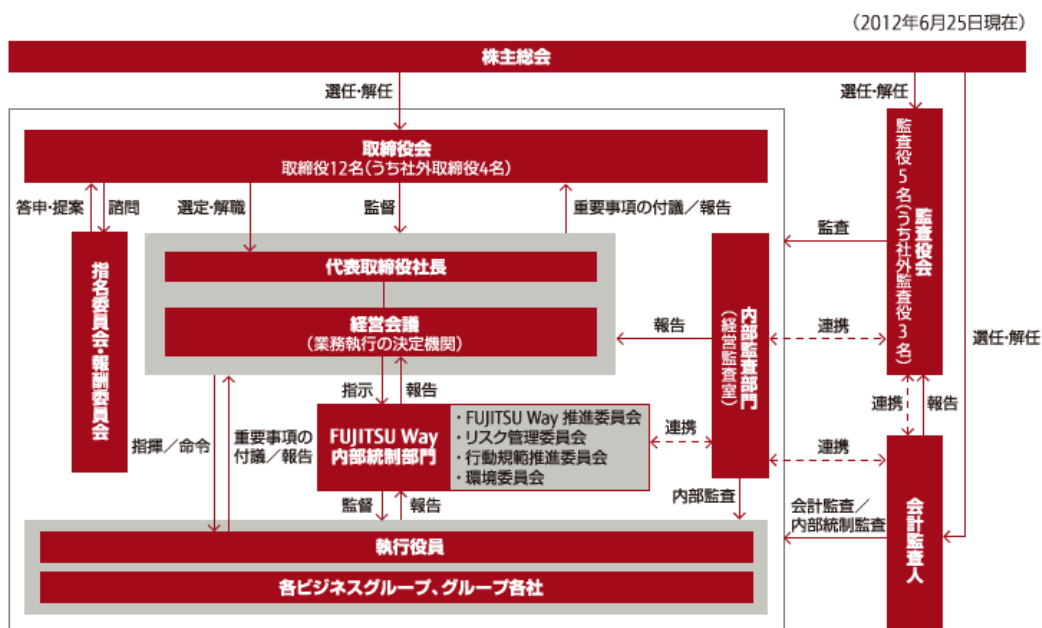
また、富士通では、経営の監督機能と執行機能を分離することで意思決定の迅速化を図るとともに、経営責任を明確にすることに努めています。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めるとともに、社外役員を積極的に任用することにより、経営の透明性と効率性を一層向上させています。

グループ会社については、富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置づけを明確にしています。これによって、富士通グループの企業価値の持続的向上を目指したグループ運営を行っています。

コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

富士通は取締役の選任プロセスや役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会を設置しています。指名委員会は、富士通の置かれた環境と今後の変化を踏まえ、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れ、人格面において秀でた者を、取締役候補者（原案）として答申することとしています。また、報酬委員会は、優秀な人材を確保すること、および業績向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模などの類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしています。

また、利益相反問題を回避するため、取締役が利益相反取引を行う場合、取締役会の承認を受けるなど、法令に基づいて対応しています。



コーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みの実施状況

基本的な考え方

富士通グループでは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を、社員の行動の原理原則として位置づけています。

この「FUJITSU Way」の浸透・定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築することにより、事業活動の執行における健全性および効率性を追求しています。

実施状況

富士通では、取締役会において、内部統制体制の整備に関する基本方針について決議しています（2006年5月25日決議、2008年4月28日改定）。内部統制体制の整備については、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築しています。また、諸規定および業務の見直しを通じ、より健全な業務執行体制の整備・運用に向けて継続的に取り組んでいきます。

また、「FUJITSU Way」の浸透・定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として、経営会議直属の委員会である「FUJITSU Way推進委員会」が中心となって内部統制の整備および評価を推進しています。そのほか、経営会議直属の委員会として、「リスク管理委員会」、「行動規範推進委員会」および「環境委員会」の3つの委員会を設置し、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しています。

各委員会の機能は次の通りです。

FUJITSU Way推進委員会

「FUJITSU Way」の浸透・定着を図るとともに、金融商品取引法に対応した財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動である「プロジェクトEAGLE」を推進することにより、富士通グループの内部統制の整備および評価を推進しています。このプロジェクトは、専任の推進体制を整え、富士通グループ全体で展開しており、財務報告上の統制不備の改善はもとより、グループ全体の業務プロセス改革による業務の効率性も追求しています。

リスク管理委員会

事業活動に伴うリスクに対しては、リスク管理規程およびリスク管理ガイドラインを定め、富士通およびグループ会社にリスク管理推進責任者を配置し、相互に連携を図りながら、潜在リスクの予防・軽減と顕在化したリスクへの対応の両側面から、当社グループ全体のリスクマネジメント体制とプロセスを構築し、その実践と継続的改善を行っています。重大なリスクについては、経営会議や取締役会に報告し、対応を協議するとともに原因の究明に努め、再発防止策を立案・実行いたします。また、大規模災害などの不測の事態の発生時にも、重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するために、お客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスの安定的な供給を実現するための事業継続マネジメント（BCM）を推進しています。

行動規範推進委員会

社会規範および社内ルールの浸透、規範遵守の企業風土の醸成とそのため社内体制・仕組みの構築を推進しています。また、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動規範の徹底に努めています。

環境委員会

「富士通グループ環境方針」「富士通グループ環境行動計画」に基づき、富士通グループ全体での環境活動の推進・強化を図っています。

なお、コーポレート・ガバナンスに関する詳細情報については、「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

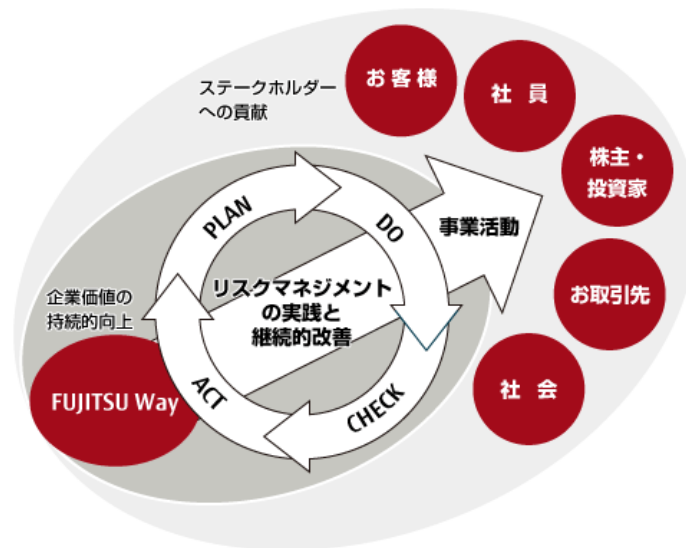
-  [コーポレート・ガバナンス報告書（2012年6月25日現在）](#)（300KB / A4・14ページ）

最新の情報はWebサイトをご覧ください。

- [コーポレート・ガバナンス](#)

リスクマネジメント

富士通グループは、グローバルなICT事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめ全てのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握しその未然防止および発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置づけた上、グループ全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践と継続的な改善を行っています。



事業活動に伴うリスクについて

富士通グループは、事業活動に伴うリスクを抽出・分析・評価した上で、影響の回避や軽減を図る対策に努めるとともに、万一発生した際には迅速に対応するよう努めています。

事業活動に伴うリスクの例

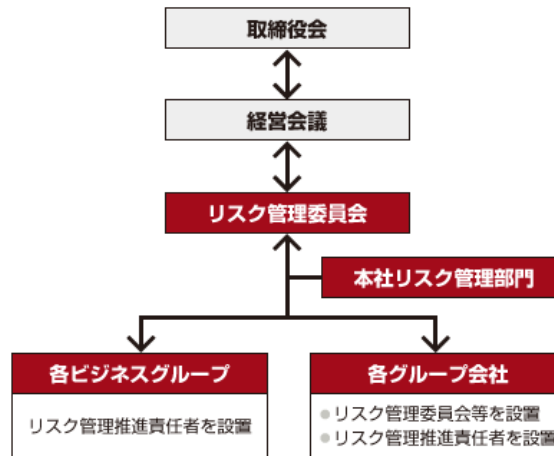
- 経済や金融市場の動向
- お客様におけるICT投資動向変化、お客様との関係継続
- 競合他社や業界の動向
- 調達、提携、アライアンス、技術供与
- 公的規制、政策、税務
- 製品やサービスの欠陥や瑕疵、情報セキュリティ、プロジェクト管理、投資判断、知的財産、人材、環境、信用リスクなど
- 自然災害や突発的事象

(注1)：これらは事業活動に伴うリスクの一部です。詳細は、[決算短信](#)、[有価証券報告書](#)などに掲載しています。

リスクマネジメント体制の構築

富士通グループは、FUJITSU Wayに基づくリスクマネジメントを実施する委員会として、経営会議直属の「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会は、国内外の富士通の各ビジネスグループおよび各グループ会社にリスク管理推進責任者を配置し、相互に連携を図りながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面から、富士通グループ全体でリスクマネジメントを実施する体制を構築しています。



リスクマネジメントのフレームワーク

リスク管理委員会は、国内外の富士通の各ビジネスグループおよび各グループ会社におけるリスクマネジメントの状況を把握し、方針やプロセスなどを決定し、実践するとともに、継続的な改善を図っています。具体的には、リスク管理規程およびリスク管理ガイドラインを定め、実践するとともに、それらを定期的に見直し、改善しています。

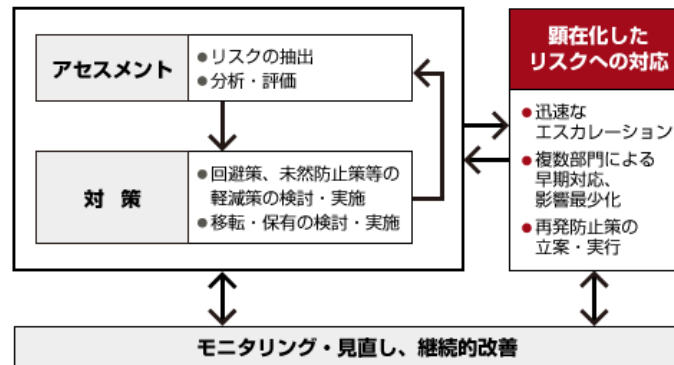


リスクマネジメントのプロセス

リスク管理委員会は、リスク管理推進責任者との定期的な連携を図りながら、事業活動に伴うリスクの抽出・分析・評価を行い、主なリスクに対する回避・軽減・移転・保有などの対策内容を確認し、対策の策定、見直しなどを実施するとともに、重大なリスクの状況について経営会議に報告しています。

また、様々な対策の実行にもかかわらずリスクが顕在化した場合に備え、対応プロセスを整備しています。自然災害・事故、製品の事故・不具合、システムやサービスのトラブル、不正行為などのコンプライアンス違反、情報セキュリティ事故、環境問題などの重要なリスクが顕在化した場合、各担当部門や各グループ会社は、直ちにリスク管理委員会に報告を行います。リスク管理委員会は現場や各関連部門などと連携し、対策本部を設置するなど、適切な対応によって問題の早期解決を図るとともに、原因究明に努め、再発防止策を立案・実行します。加えて、重大なリスクは経営会議や取締役会に随時報告されます。

リスク管理委員会は、これらの各プロセスについても、実行状況を確認し、随時改善を図っています。



全社防災

富士通グループでは、防災に関する強固な連携体制の構築と事業継続対応能力強化を図るため、大規模な災害の発生を想定した全社防災組織を編成し、毎年9月1日の「防災の日」に合わせて災害模擬演習を取り入れた全国一斉防災訓練を実施しています。

1995年から開始した本訓練ではこれまでに、首都直下地震や東南海地震を想定した訓練を計画的に行ってきました。2011年度は、東日本大震災への対応の教訓を踏まえ、近年発生の可能性が高まっている首都直下地震による甚大な被害を想定し、関西に設置した臨時災害中央対策本部と被災した富士通グループ事業所の、初動と連携を強化する訓練を実施しました。

また、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、富士通グループ事業所において定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を行っています。さらに、事業継続上重要な拠点については、環境マネジメント、ファシリティマネジメント、リスクマネジメントの社内専門部隊により構成されるチームが赴き、法令遵守の確認や、火災および自然災害、建屋設備の老朽化による事故を未然に防止するために、点検結果の検証と改善のための施策を指導し進捗状況をチェックする、富士通グループ合同検証活動を実施しています。

事業継続マネジメント（BCM）

近年、大規模地震や水害などの自然災害、事件・事故、新型インフルエンザなどの感染症の流行など、経済・社会活動の継続を脅かす不測のリスクが増大しています。

富士通グループは、これらのリスク発生時にもお客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスを安定的に供給するため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、このBCPに対する継続的な見直し、改善を実施するための事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を推進しています。東日本大震災やタイの洪水で得られた教訓は、BCM推進の中でBCPに反映しています。

2011年度は、海外を含めたマルチファブ化（注2）の推進による代替生産能力強化、部品調達マルチソース化（注3）、データセンターのファシリティ強化、社内システムの二重化などの製品・サービスの安定供給のための事前対策を進めました。また経営層が参加した訓練も継続的に実施しています。

今後は、BCMの普及・定着・改善を図るためのスペシャリストを計画的に育成していく予定です。このスペシャリストを中心に、富士通グループ内の物流や生産などのサプライチェーンのみならず、お取引先のBCM構築を支援するなど、サプライチェーン全体でのBCMを推進していきます。

(注2) マルチファブ：

製品の量産工場を2カ所以上用意すること

(注3) マルチソース：

複数の調達先から物品を購入すること

より確実な事業継続を目指して

富士通グループでは、東日本大震災での対応を教訓に、防災計画および事業継続計画（BCP）の実効性を上げるための改善と全社的な訓練に取り組んでいます。



リスク・コンプライアンス室
長
吉田 明宏

東日本大震災を教訓に、防災と事業継続計画の強化へ

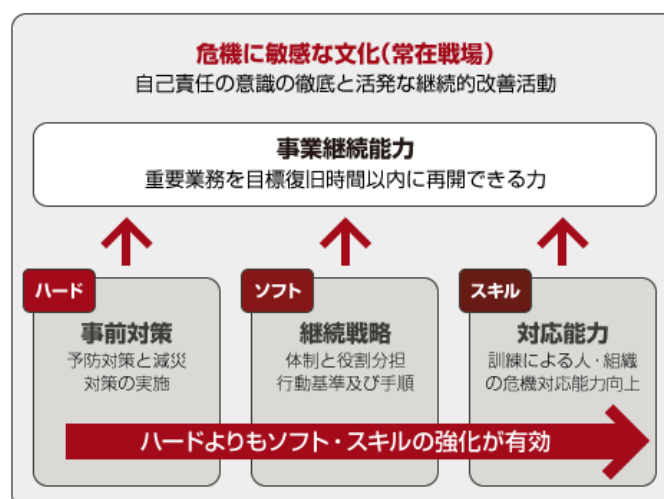
富士通では、1995年の阪神・淡路大震災の経験に基づき防災強化を図ってきました。それに加え、2005年からは、製造部門から順次事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）を積極的に推進してきました。想定を超えた未曾有の事態を招いた東日本大震災においても当社の防災計画と事業継続計画は有効に機能したと言えます。

その一方で、災害中央対策本部の立ち上げは比較的早かったものの、整備していたマニュアルが使いにくく初動対応に遅れが生じたり、高層ビル内の帰宅困難者への備蓄品配布に時間がかかったりなど、様々な気付きや課題が浮かび上がりました。

さらに直接的な被災地では、想定外の事態が連鎖的に多発し、その影響範囲の複雑性も増大したことから、従来の取り組みに加えてさらなる改善が必要だと痛感しました。具体的な例として、デスクトップパソコンの製造工場では、BCPで定められた目標復旧時間内に現地での製造再開が困難と判断して代替工場への製造に切り替えを行いました。目標復旧時間の達成には至りませんでした。この経験を活かすために、工場間のシステム連携対策、優先順位をつけた代替施設への切り替え手順を新たにBCPに盛り込みました。また、半導体製造部門では、今後の未曾有の事態に備え、東北地方5拠点に加え、三重や九州の工場とも相互代替生産ができるマルチファブ化の施策を実施中です。

こうした教訓を踏まえ、富士通では首都直下地震対策の再検証とさらなる事業継続の強化を推進しています。

富士通グループが目指すBCM



初動対応の見直しと大規模な防災訓練を実施

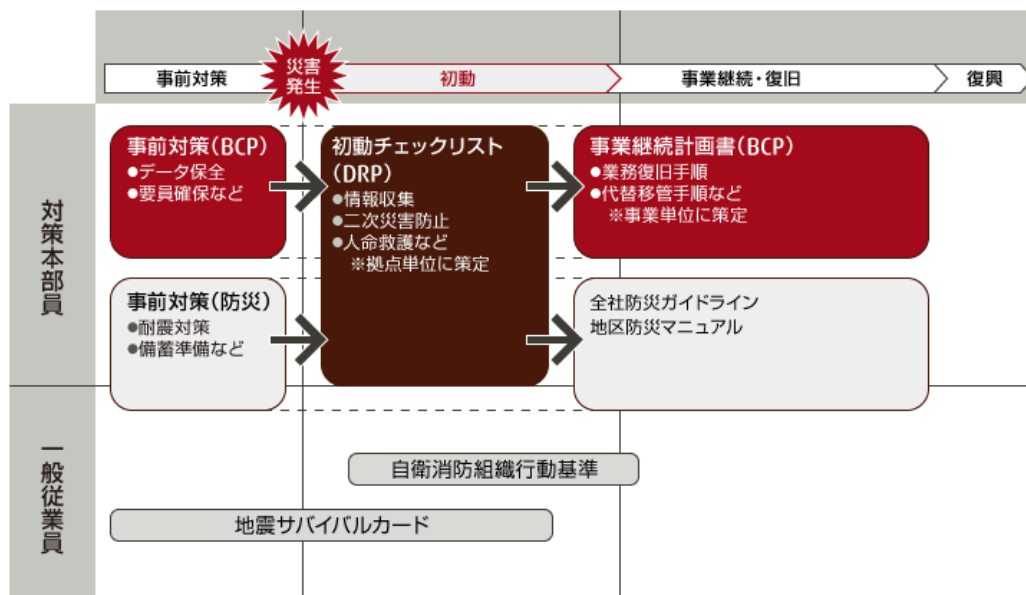
改めて今回の大震災を振り返ると、災害発生直後の初動対応の大切さが最も大きな教訓となりました。そこで、初動対応計画（DRP：Disaster Response Plan）を新たに策定しました。これは安否確認や従業員支援など、災害発生直後3時間に対策本部員が行わなければならない初動対応プロセスをチェックリスト化したもので、これにより、災害時の迅速な行動開始が可能となります。富士通グループの各社でもこのDRPを策定しました。



リスク・コンプライアンス室の壁に貼られたDRPの全体プロセス表

また、2011年9月1日には、東日本大震災を教訓とするグループ合同訓練として、首都直下地震への対応訓練を実施しました。本訓練は、グループ会社98社260拠点に参加しました。訓練の特徴は、富士通総研と協同で策定した訓練シナリオに対して、訓練当日に各事業所に設置した対策本部が被害状況にアドリブで対応するという点です。災害発生と同時に関西に臨時災害中央対策本部を設置し、各事業所は衛星携帯電話やMCA無線で状況を通知するとともに、SaaS型災害情報共有システム「CRMate」も活用し、連携を確認、策定したDRPが有効に機能するかを検証しました。ほかにも、想定被災地区に在籍する約8万人のグループ従業員に対する安否確認訓練や、東海支社にある緊急物資をヘリコプターで名古屋空港経由で厚木研究所へ輸送する訓練なども実施しました。

初動チェックリスト(DRP)の位置づけ



震災後1年間での様々な取り組み

震災の経験は無駄にすることなく、今後の対策に活かさなければなりません。富士通では被災地域の対策本部員や被災地域に所在している部門に対し、地震発生以降の行動記録の提出を求め分析と対策の検討を行い、その結果を踏まえた訓練と改善を繰り返し実施しています。

また、被災地域の事業所では、天吊空調機が落下するなどの被害があったことから、公的耐震指針に加え過去3回の大地震を機に策定していた既存の富士通ガイドラインを見直し、「富士通耐震対策基準」を新たに制定して2011年12月から富士通グループ自社事業所に適用しています。

さらに広域災害に対応できる社内ITインフラを早急に整備するために、ネットワークゲートウェイの分散配備とIDC拠点への自家発電設備の設置、ネットワーク回線の二重化にも着手しました。また、この震災を機に、お取引先のBCM評価値と

操業再開時期の相関の調査を行い、**BCM**の取り組みと再開時期に相関関係があることを検証しました。この結果に基づき、セミナー開催などによるお取引先の**BCM**強化支援を継続実施するとともに、調達のマルチソース化と適正在庫確保の検討を行っています。

的確な事業継続のためには、行動計画を継続的に改善、定着していくことのほかに、災害対応能力といったスキルの向上が有効かつ重要です。富士通では、各部門で**BCM**推進を自立的に行えるスペシャリストの育成も図っていきたいと考えています。

新型インフルエンザ対策

富士通グループは、「生命の安全確保」「感染拡大の防止」「事業継続」の3つを柱とした新型インフルエンザ対策を講じています。日常からの予防対策や備え、発生時の対応プロセスを示した「新型インフルエンザ対策基本行動計画」を策定し、**e-Learning**や小冊子の配布などを通して、全社員への周知を図っています。また、蔓延時や強毒性の新型インフルエンザが発生した際にも社会インフラ事業の継続やお客様の事業継続に貢献するため、「新型インフルエンザ対応事業継続行動計画（**BCP**）」を策定し、訓練を実施しています。

リスクマネジメント教育の実施

富士通は、グループ全体でリスクマネジメントの徹底を図るため、体系的な教育カリキュラムを整備・運用しています。

このカリキュラムを通じてリスクマネジメントの基本的な考え方やルールを周知するとともに、具体的な事例を紹介し、社員のリスクマネジメントへの意識向上や対応能力の強化を推進しています。また、情報セキュリティや環境問題、自然災害に関する教育および訓練・研修も、適宜開催しています。

コンプライアンス

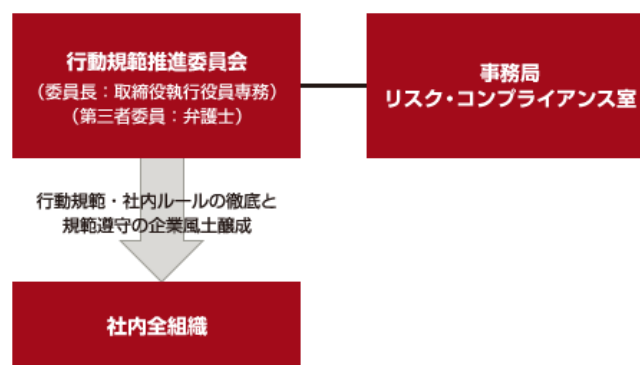
富士通グループでは、[FUJITSU Way](#)「行動規範」に則り、コンプライアンスの徹底を図っています。

コンプライアンス推進体制

富士通では、社外の弁護士をオブザーバーに加えた「行動規範推進委員会」が、[FUJITSU Way](#)行動規範に基づいて、社内ルールの浸透と徹底、規範厳守の企業風土の醸成と、そのための社内体制や仕組みの構築を推進しています。

また、行動規範推進委員会の事務局である「リスク・コンプライアンス室」が、コンプライアンス意識の浸透に向けて活動しています。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンス推進活動

富士通グループは、コンプライアンス意識を浸透させるために様々な活動に取り組んでいます。

国内においては、行動規範を職場や業務の中で実践するための手引き「行動規範の理解と実践について」を適宜改訂し、独占禁止法や贈賄などの問題となる事例の紹介も含め、イントラネット上に掲載しています。独占禁止法については、社内に専門の相談・通報窓口も設置しています。

2011年度は、前年度に実施した行動規範アンケートの結果を踏まえ、社内で起こりがちな、あるいは、起こると会社に重大な影響を及ぼす問題（パワーハラスメント、贈賄、カルテル、不正コピーなど）を取り上げたe-Learningを富士通全社員に対して実施し（修了率99%）、ケーススタディーにより社員一人ひとりが自らの行動を見直し、改める機会としました。

2012年度は、国内グループ会社の社員に対しても同様のe-Learningを順次実施しています。

コンプライアンス意識の向上

富士通グループは、ビジネスとの関わりが深い主要な法律（独占禁止法、不正競争防止法、下請法など）をわかりやすく解説したコンプライアンスマニュアルをイントラネット上に掲載し、富士通および国内グループ会社の社員への周知を図っています。

マニュアルの内容は法改正などに合わせて適宜改訂しています。

また、国内法だけでなく、グローバルなビジネスを展開する上で関わりの深い米国輸出管理規則（EAR）に関するマニュアルも作成し、周知徹底を図っています。

海外においては、グループ各社に対して行動規範を詳細化したガイドライン（GBS：Global Business Standards）を提供し、各社にて規定化するとともに、E-mailやWebを利用して社員への周知徹底を図っています。

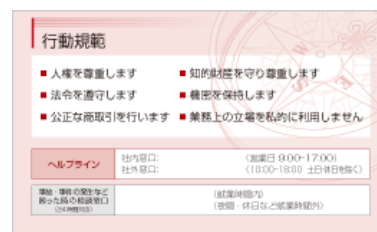


コンプライアンス教育の実施

富士通グループでは、法令遵守を徹底するために、社外弁護士を講師として招き、富士通および国内グループ会社の役員に対するコンプライアンス教育を実施しています。支社長・支店長を対象に、入札関連法令や独占禁止法に関する社内研修を実施しているほか、新任の管理職に対しては、行動規範やコンプライアンスの重要性、典型的な事例や判断が難しい事例を社内講師が解説する社内研修を、定期的に開催しています。

海外グループ会社においても、役員およびコンプライアンスオフィサーに対して社外講師による教育を実施するとともに、社員に対しては上記GBSおよび汚職防止などの項目についてのe-Learningを行っています。

また、FUJITSU Wayの行動規範を記した「スモールカード」をグループ全社員に配布し、お客様やお取引先への応対や日々の業務で判断に迷った際に、行動規範をすぐに確認できるようにしています。外国人社員向けには外国語版のスモールカードを作成し、配布しています。



内部通報制度の運用

ヘルプライン

富士通は、グループ全社員（出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む）からの内部通報・相談を受け付ける制度として、2004年9月から「ヘルプライン」を運用しています。

この制度は、業務を遂行する際、社員がFUJITSU Wayに定められた行動規範に照らして判断に迷った場合や違反の疑いがあると思った場合に利用するものです。

また、国内グループ会社、海外グループ会社においても個々に内部通報制度を整備し、運用しています。

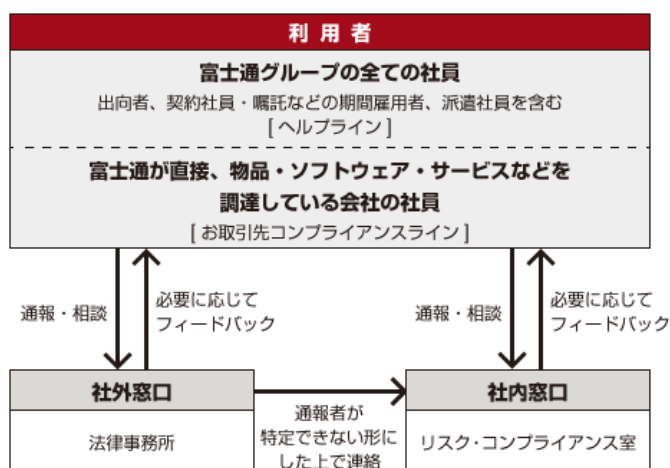
お取引先コンプライアンスライン

富士通は、従来のヘルプラインに加えて、**2009年8月**から「お取引先コンプライアンスライン」を設置し、富士通が直接、物品・サービス・ソフトウェアなどを調達しているお取引先の社員からの通報を受け付けています。

これらの制度においては、通報を理由として、通報者に対する不利益な取り扱いを行う一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう、情報の取り扱いには細心の注意を払っています。

- [お取引先コンプライアンスライン](#)

内部通報制度



情報セキュリティ

富士通グループでは、FUJITSU Way「行動規範」に基づく社内規定を遵守し、情報の適正な管理および活用を行っています。

情報セキュリティに対する基本的な考え方

富士通グループは、社会的責任の重要な側面としての「機密保持」を実践するため、国内外共通の「富士通グループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティの推進に取り組んでいます。

- [富士通グループ情報セキュリティ基本方針](#)

情報セキュリティ関連規定体系

富士通グループ各社は、「富士通グループ情報セキュリティ基本方針」のもとに関連規定を整備し、情報セキュリティ対策を実施しています。



※PKI: Public Key Infrastructureの略。本人認証や暗号化の仕組みの利用に関する規定

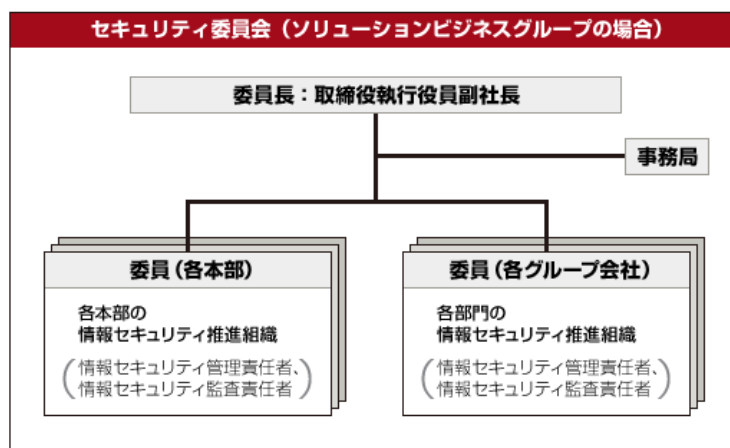
ビジネスグループ単位での情報セキュリティ体制の強化

富士通グループでは、情報管理の徹底とセキュリティ強化を図るために、情報セキュリティ管理体制を構築しています。

富士通グループは、幅広い分野にわたってビジネスを展開していますが、個々のビジネスをビジネスグループ単位で推進し、ビジネスの特性に応じた情報セキュリティ施策を実施しています。

また、富士通内の複数の部門および一部の国内グループ会社では、ISMS（情報セキュリティ・マネジメントシステム）認証を取得し、お客様情報など秘密情報の管理の徹底を図っています。

情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティに対する意識啓発・教育

富士通グループでは2008年度から、「情報管理徹底宣言！～情報管理は富士通グループの生命線」を共通のスローガンとして掲げ、富士通および国内グループ会社の各事業所にポスターを掲示するほか、全社員の業務用PCにシールを貼付するなどの施策を行い、社員一人ひとりの情報セキュリティに対する意識の高揚を図っています。それに加え、電子メールの社外誤送信対策ツールである「SHieldMailChecker（シールドメールチェッカー）」やリモートデータ消去ソリューションである「CLEARSURE（クリアシュア）」を全社で導入するなど、ICTの活用によるセキュリティ強化を行っています。



富士通では、情報セキュリティに対する意識を定着するために、役員を含む全社員を対象として、毎年e-Learningを実施しています。

お取引先に対する情報セキュリティ説明会を開催

昨今、情報漏えいや紛失事件が多発していることから、富士通グループでは、グループの社員だけではなく、ソフトウェア開発・サービスを委託したお取引先に対しても情報セキュリティ説明会を開催しています。

- [2011年度に実施した説明会の詳細](#)

個人情報保護体制の強化

富士通では、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護ポリシー」と「個人情報管理規程」を定めています。この規程に基づき、毎年、個人情報の取り扱いに関する教育や監査を実施するなど、継続的に個人情報保護体制の強化を図っています。



また、2007年8月に富士通全社でプライバシーマークを取得し、2年ごとに更新しています。さらに、国内グループ会社でも必要に応じて各社でプライバシーマーク認証を取得し、個人情報管理の徹底を図っています。海外グループ会社の主な公開サイトにおいては、各国の法律や社会的な要請に応じたプライバシーポリシーを掲載しています。

知的財産の保護

富士通グループでは、事業活動のあらゆる場面で知的財産の適切な管理（確保・保護）を実施しています。

知的財産に対する基本的な考え方

富士通グループは、FUJITSU Way「行動規範」に「知的財産を守り尊重します」と定めています。

この行動規範ではグループ全社員に対して、「知的財産が、重要な経営資産として富士通グループの事業活動を支えていること、そのことがお客様にパートナーとして安心していただけること」を常に意識して行動するよう求めています。

また、知的財産権の適切な取り扱いを促進するために、**1995年10月**、「知的財産権取扱規程」を定めました。この規程では、当社の知的財産権を創造・保護・活用する場合だけでなく、他社の知的財産権を尊重するために社員が遵守すべき事項を示しています。

「知的財産の尊重」のために

富士通グループでは、知的財産の侵害は商品・サービスの欠陥にほかならないと認識しています。よって、他社特許の侵害を回避するために、研究開発の初期段階や商品・サービスの出荷前に、他社の特許出願状況の調査を徹底しています。

このように、他社の権利を尊重すると同時に、他社による富士通の権利の侵害に対しては、富士通のビジネスを守るため、毅然とした態度で臨んでいます。

- [知的財産報告書](#)

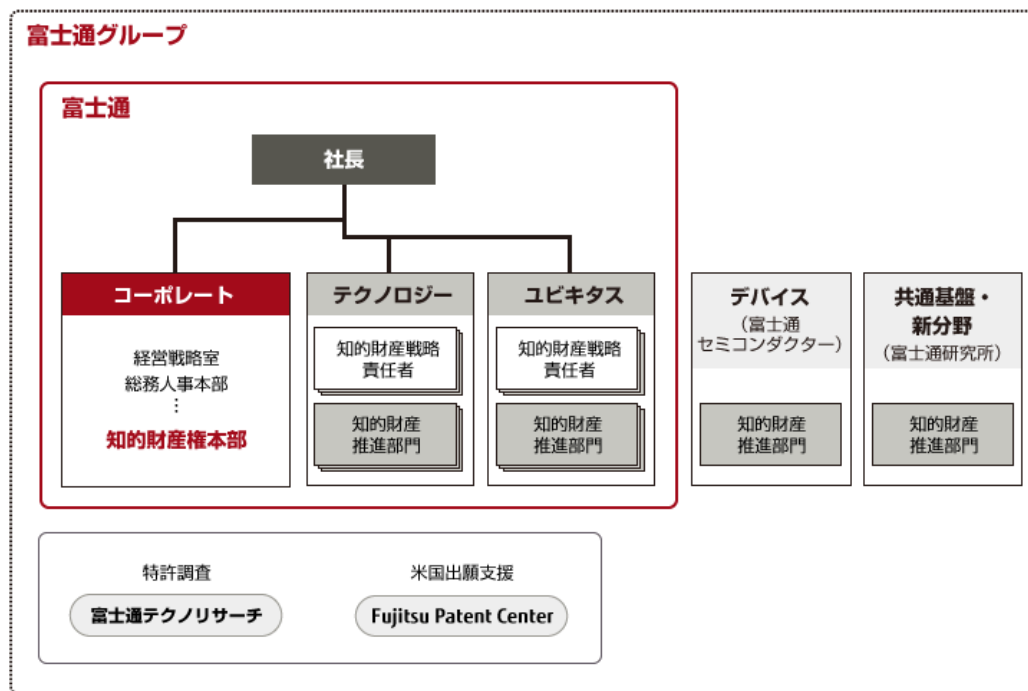
知的財産権保護のための組織および体制

富士通は「知的財産権本部」を、コーポレート部門の一つとして設置しています。この知的財産権本部では、知的財産に関する法務・コンプライアンス問題全般に対応するとともに、富士通グループの知的財産戦略の企画・立案から知的財産の権利化、ライセンス契約などを含む知的財産の活用までを行っています。また、標準化活動を戦略的に行うための活動なども行っています。

知的財産権本部は統一された方針を掲げ、グループ全体の知的財産に関する活動を主導しています。さらに、各セグメントのビジネスグループごとに知的財産戦略責任者と推進部門を置き、研究開発部門と知的財産部門とが連携できる組織を構築しています。

また、グローバルビジネスを円滑に推進するために、それぞれの国および地域で適切な知的財産の取得・維持・活用を図っています。特に、米国と中国には駐在員を常駐させ、現地の研究・開発拠点における成果である発明を抽出し、特許出願につなげる取り組みを行っています。さらに、米国出願の権利化を推進するため、**2007年**には「米国特許権利化センター（Fujitsu Patent Center）」を設立し、その後より良い権利化のため同センターを拡充することにより、ビジネスでの活用を見据えた権利化に取り組んでいます。

組織図 ORGANIZATION



知的財産教育・啓発

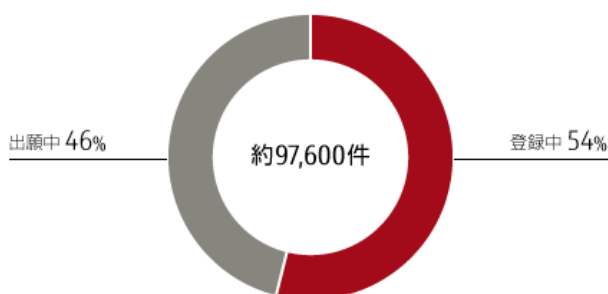
富士通は、知的財産戦略を遂行する上で必要になる「人材」の育成を重要視しています。効果的かつ効率的な教育を実現すべく知的財産に関する教育体系を整理し、従業員個々人の様々な立場やキャリアに応じた教育プログラムを準備することによって、戦略的な人材育成を図っています。教育プログラムには、受講者の状況に合わせた選択ができるように「e-Learning」と「集合教育」の2つがあります。

このように富士通グループでは、知的財産の「重要性を理解し」「事業戦略」「研究開発戦略」および「スタンダード戦略」と「知的財産戦略」を一体にして活動することの必要性をグループ内に浸透させることが非常に重要であると考えています。

特許ポートフォリオの状況

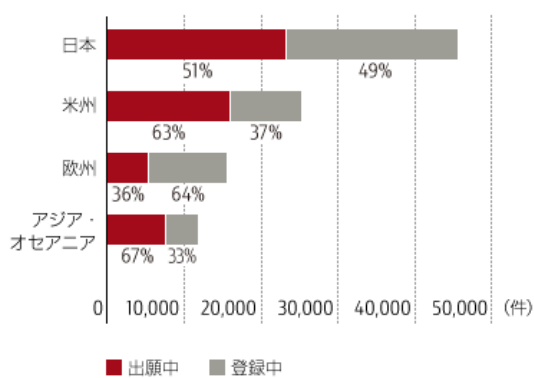
富士通は、グループ全体において、2012年3月31日現在、全世界で約97,600件の特許を保有しています。

世界における富士通グループの出願中・登録中特許



ビジネスのグローバル化に合わせて、外国で保有する特許の件数が日本で保有する件数を超えています。富士通およびグループ各社では、積極的にグローバルな出願・権利化を行っていくとともに、米国・欧州・中国などの現地の研究・開発拠点における発明の抽出に取り組み、特許ポートフォリオの強化を図っています。

各地域の出願中・登録中特許比率



2011年3月31日現在富士通社内統計資料より

富士通の特許ポジションを日本および米国それぞれの特許登録件数で見ると、2011年の日本でのランキングは12位（自社調査）、同じく米国でのランキングは13位（IFI CLAIMS Patent Services社調査）となっています。なお、富士通グループ各社を合わせた各登録件数は、日本では4,239件、米国では2,007件となっています。

2011年 国内特許登録件数ランキング

順位	企業名	登録件数 (件)
1	パナソニック(株)	6,812
2	トヨタ自動車(株)	5,011
3	ソニー(株)	4,300
4	キヤノン(株)	4,206
5	(株)東芝	3,825
6	三菱電機(株)	3,655
7	(株)リコー	3,330
8	本田技研工業(株)	3,163
9	セイコーエプソン(株)	2,964
10	シャープ(株)	2,959
11	(株)デンソー	2,949
12	富士通(株)	2,902
13	富士ゼロックス(株)	2,689
14	(株)日立製作所	2,510
15	富士フイルム(株)	2,156
16	パナソニック電工(株)	2,074
17	京セラ(株)	1,884
18	日本電気(株)	1,877
19	大日本印刷(株)	1,832
20	ブラザー工業(株)	1,725

特許公報発行日 全出願人カウント

特許庁公開データによる自社調査

上記、富士通(株)以外の富士通グループ件数は1,337件(24社)

富士通グループ計：4,239件

2011年 米国特許登録件数ランキング

(件)

1	IBM Corporation	6,180
2	Samsung Electronics Co., Ltd.	4,894
3	キヤノン(株)	2,821
4	パナソニック(株)	2,559
5	(株)東芝	2,483
6	Microsoft Corporation	2,311
7	ソニー(株)	2,286
8	セイコーエプソン(株)	1,533
9	Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	1,514
10	(株)日立製作所	1,465
11	General Electric Company	1,448
12	LG Electronics, Inc.	1,411
13	富士通(株)	1,391
14	Hewlett-Packard Development Company, L.P.	1,308
15	(株)リコー	1,248
16	Intel Corporation	1,244
17	BROADCOM	1,164
18	GM Global Technology	1,095
19	ルネサスエレクトロニクス(株)	1,005
20	本田技研工業(株)	0,997

特許公報発行日 全出願人カウント

出典:IFI CLAIMS Patent Services社データ

上記、富士通(株)以外の富士通グループ件数は616件(13社)

富士通グループ計:2,007件